

神奈川県剣道連盟規約 ~~(改正案)~~

第四章 役員

【現行】

第12条 この連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 80名以内 (会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、常任理事15名以内)

【改定案】

第12条 この連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 85名以内 (会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、常任理事15名以内)

【現行】

第14条

(常任理事と専門委員会の事務事業分掌)

- (1) 広報に関する事 (広報委員会)
(2) 審査・登録に関する事 (審査委員会)
(3) 各種大会の実施運営に関する事 (大会委員会)
(4) 会員の資質の向上を図るための講習会等一般的教育に関する事
(講習・研修委員会)
(5) 特別に選手等の強化教育に関する事 (強化委員会)
(6) 青少年の指導・育成・強化に関する事 (中・高体連委員会)
(7) 会員の健康と安全に関する事 (医療委員会)

【改正案】

第14条

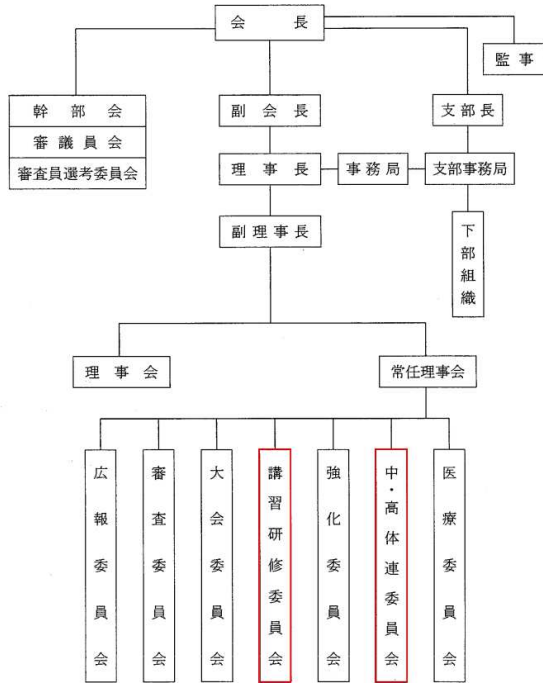
(常任理事と専門委員会の事務事業分掌)

- (1) 広報に関する事 (広報委員会)
(2) 審査・登録に関する事 (審査委員会)
(3) 各種大会の実施運営に関する事 (大会委員会)
(4) 会員の資質の向上を図るための講習会等一般的教育に関する事
(講習委員会)
(5) 特別に選手等の強化教育に関する事 (強化委員会)
(6) 青少年の指導・育成・強化に関する事 (学校教育委員会)
(7) 会員の健康と安全に関する事 (医療委員会)

神奈川県剣道連盟組織図

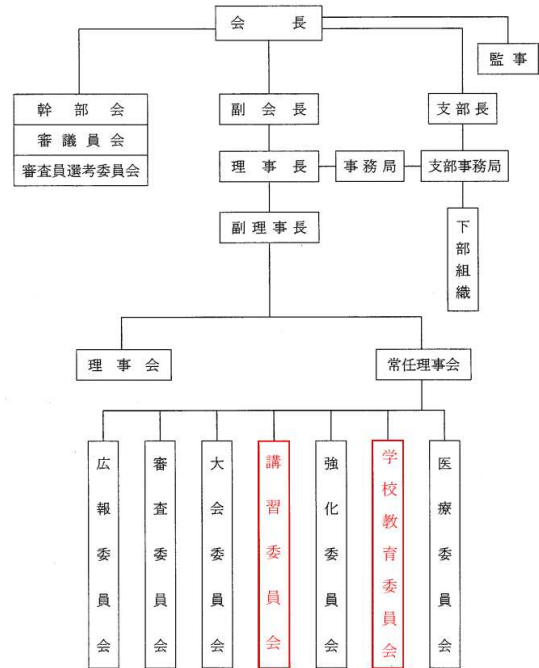
【現行】

神奈川県剣道連盟組織



【改正案】

神奈川県剣道連盟組織



事務局に関する規定

【現行】

第2条 事務局に次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 副事務局長 1名

【改正案】

第2条 事務局に次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 副事務局長 1名又は2名